

対日投資アドバイザー委託業務（韓国）
仕様書（案）

1. 対日投資アドバイザー委託業務の内容

(1) 関心企業への情報提供および候補案件のリストアップ（月5件以上）。

- 日本へ子会社、支店、駐在員事務所、研究開発拠点、製造工場等の設立を計画している以下の条件を満たした韓国企業に対し、無償にて対日投資進出のための基本情報、許認可手続き、税務諸制度（税制、会計、労働 VISA）等について情報提供を行う。あわせて、②～④の JETRO 支援メニューを紹介。
- 以下の条件を満たした韓国企業が支援対象となる <Check 項目-A>
 - (ア) 韓国企業法人であり、個人事業主または個人出資でないこと
 - (イ) 韓国において企業実態があること（設立1年以上、企業 website が存在していること）
 - (ウ) 倫理・公序良俗に反するビジネスを行っていないこと
 - (エ) JETRO が支援することに対し、日本国民に懐疑されないこと
 - (オ) ビジネスの内容が日本国に影響を与えない

(2) 新規案件の発掘およびジェットロサービス申請書の提出

Bronze 案件

(1) の基本情報提供以上の JETRO サービスを希望する韓国企業を発掘する（以下、「Bronze 案件」という）。また、その支援を行うためには JETRO 本部の認定手続きが必要なことから、所定のフォーマットに沿った「JETRO 認定案件の登録申請書」（以下、「案件登録申請書」という）をソウル事務所に提出する。

- 以下の条件をクリアした韓国企業が案件登録対象 <Check 項目 B>
 - (ア) 具体的な対日投資計画の存在
 - (イ) 社内における対日投資ビジネス責任者の承認
 - (ウ) ビジネスマナーに問題がないこと
 - (エ) 日本拠点に外国企業が出資すること
 - (オ) 総代理店がない、もしくは総代理店の同意を得ていること
 - (カ) 韓国の拠点を閉鎖しない
 - (キ) 企業の担当者が企業の役職員であること
 - (ク) 企業責任者から「Application For JETRO Service」にサインしてもらう
- JETRO の追加支援メニュー
 - (ア) 日本での拠点設立に関する留意事項、スケジュール等のパッケージ提案
 - (イ) 税務・社会保険・労務・登記・査証・法務に関する専門家によるコンサルテーション
 - (ウ) 弁護士・人材派遣会社・不動産会社・金融機関・物流業者等の紹介、面会アレンジ
 - (エ) 特定業種の市場動向等に関する情報提供・コンサルテーション
 - (オ) IBSC (Invest Japan Business Support Center) 施設利用
 - (カ) PR 支援（記事作成、メディア紹介）

Silver 案件

- 有力企業（上場企業、もしくは業界トップクラスのビジネス、技術、認知度を有する企業）であって、以下の条件のいずれかを満たす対日投資計画を有している韓国企業（以下「Silver 案件」という）の発掘及び案件登録申請書の提出。

（ア）環境・健康（医薬・医療機器・高齢者介護・美容）、観光の3分野

（イ）雇用効果が高い案件（20名以上、注）

（ウ）大型投資が見込める案件（資本金3,000万円以上、注）

（注）現時点で明確な数値基準なし。JETRO 本部にて総合的に審査し Silver 案件と認定。

- JETRO の追加支援メニュー

（ア）個別情報収集・提供／マーケティングレポートの作成

（イ）日本での拠点設立に関する留意事項、スケジュール等のパッケージ提案

（ウ）ビジネスパートナー候補企業探し／面談アレンジ／通訳手配

（エ）日本にて開催される展示会への参加支援

（オ）個別企業の日本への受入サポート（旅費、滞在費は負担しないが、会社、工場設置候補地等への同行、日本滞在中のスケジュールアレンジサポートなど）

Gold 案件

- 日本にて研究開発拠点の設立を計画している企業（以下、「Gold 案件」という）の発掘及び案件登録申請書の提出

- JETRO の追加支援メニュー

（ア）個別情報収集・提供／マーケティングレポートの作成

（イ）日本での拠点設立に関する留意事項、スケジュール等のパッケージ提案

（ウ）ビジネスパートナー候補企業探し／面談アレンジ／通訳手配

（エ）日本にて開催される展示会への参加支援

（オ）個別企業の日本への受入サポート（旅費、滞在費は負担しないが、会社、工場設置候補地への同行、日本滞在中のスケジュールアレンジサポートなど）

（3）フォローアップおよび成功認定までの支援

- JETRO ソウル事務所が指定した韓国企業へのフォローアップ（対日投資セミナー参加企業及び既存ジェトロ登録案件企業等）

- フォローアップとは、原則企業訪問を行い、対日投資計画のその後の進捗状況をヒアリングし必要に応じてアドバイスを行うもの。場合によっては電話対応も可能。

2. その他：

（1）業務報告および報告書提出

：月1回来訪して業務報告および対日投資に係る意見交換を行う。

：一定様式の業務報告書を翌月10日までに提出する。

（ただし、2017年3月分は、3月15日（水）を締め切りとする）

（2）業務出張：業務委託担当国内の業務出張の可能性はある。（旅費はジェトロが負担）。

- (3) 業務委託担当国・地域：韓国（必要に応じて日本国）
- (4) 使用言語：仕様書 1. にて定めた業務は全て、日本語で行う。
- (5) 名刺の使用：本件業務従事者は「日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所・対日投資アドバイザー」の名刺を使用することができる。ただし、本件業務遂行上必要がある場合のほか、この名刺を使用してはならない。また、本件業務終了後、ただちに名刺をジェトロに返還すること。
- (6) その他
乙は甲を代理とし契約を締結するなどの、如何なる法律的行为を行う権限を有していない。

以上

単価表
(報酬金額および支払認定条件)

1. 候補案件発掘報酬：月 110 万ウォン（税込み）
- 関心企業への情報提供・候補案件のリストアップ：月 5 件以上

2. 成果報酬

(1) 新規案件発掘およびジェトロサービス申請企業をジェトロ本部が新規案件で認定する場合：1 件当たり 55 万ウォン（税込み）

乙が発掘した新規案件のうち、所定の案件認定申請書（JETRO 認定案件の登録申請書及び関連書類）をソウル事務所に提出してもらい、ソウル事務所が当該案件を確認した後、ジェトロ東京本部に送付、ジェトロ本部が新規案件で認定する場合。

(2) ジェトロの既存登録案件企業へのフォローアップ実施後、ジェトロ本部がフォローアップを認定する場合：1 件当たり 55 万ウォン（税込み）

(3) 対日投資セミナー開催の場合、対日投資進出有望企業の参加誘導：
対日投資アドバイザーの勧誘及び広報活動（メール、電話、訪問等）を通じて
当日セミナーに参加した場合、1 社当たり 55,000 ウォン（税込み）

- (2) 成功認定

Bronze 案件（1 件）	: 110 万ウォン（税込み）
Silver 案件（1 件）	: 220 万ウォン（税込み）
Gold 案件（1 件）	: 440 万ウォン（税込み）

乙が発掘した対日投資関心企業の新規案件において、当該企業が日本にて登記簿謄本等の会社設立の一切の手続きが完了し、ジェトロ東京本部より成功案件として認定された場合。

成功報酬の支払いは、JETRO 本部での認定日を基準として第 7 条の規定に基づき支払われることとする。

以上